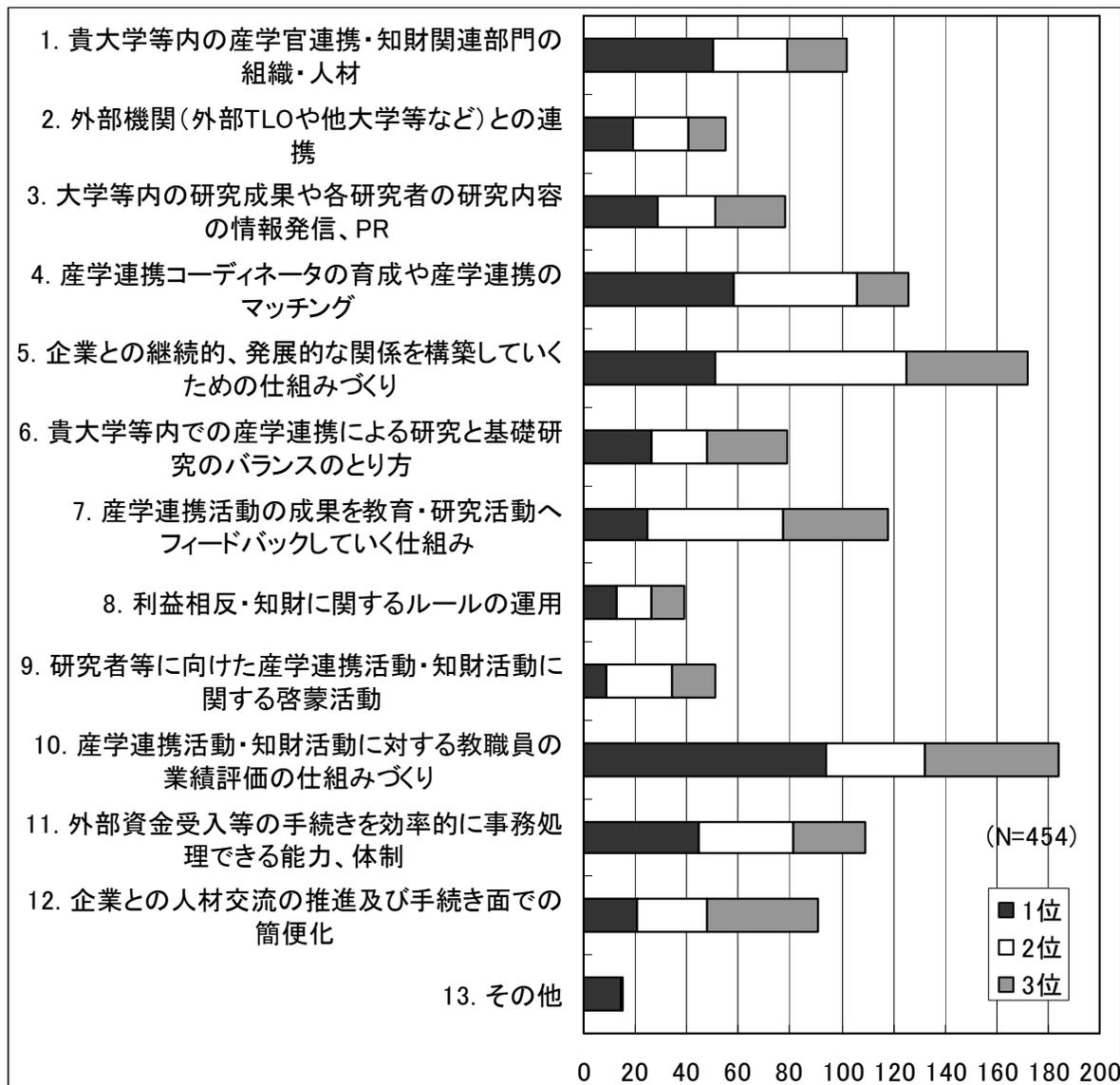


# 研究者が産学官連携体制について 改善の必要を感じる点



戦略的な国際標準化活動の強化:平成20年6月、情報通信審議会から「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」について答申を受け、7月にICT分野の標準化に関する8機関により「ICT標準化・知財センター」を設立した。8月にICTの標準化・知財戦略に関するシンポジウムを開催した。【総務省】

地球地図データ整備:全球陸域を対象とする地球環境に係る基礎的地理情報データセットとして、平成20年地球地図第1版の整備が完了し、全球データを公開した。地球地図プロジェクトには164カ国・16地域の国家地図作成機関が参画し、平成20年6月には「地球地図フォーラム平成20」を開催した。(予算:平成18年度0.6億円、平成19年度0.5億円、平成20年度0.5億円)【国土交通省 国土地理院】

地球環境に関するアジア太平洋共同研究・観測事業:科学技術の国際協力活動における体系的な取組の中で、多層的なネットワーク形成(政府・研究機関・学協会・研究者)、共通課題の抽出と課題解決のための技術開発、新たな国際協力の苗床形成等を推進した。(予算:平成18年度1.2億円、平成19年度1.2億円、平成20年度1.1億円)【環境省】

## 新興・再興感染症研究拠点形成プログラム(平成17年度～平成21年度)

## 【背景】

- 国際的に重症急性呼吸器症候群(SARS)や高病原性鳥インフルエンザなどの新興・再興感染症に対する社会不安が増大
- 感染症分野の研究者の人材の層が薄い
- 感染症研究に関する人材、研究設備の国際的な連携が十分とられていないために、緊急の課題に対応することが困難など

## 【概要】(H17～H21)

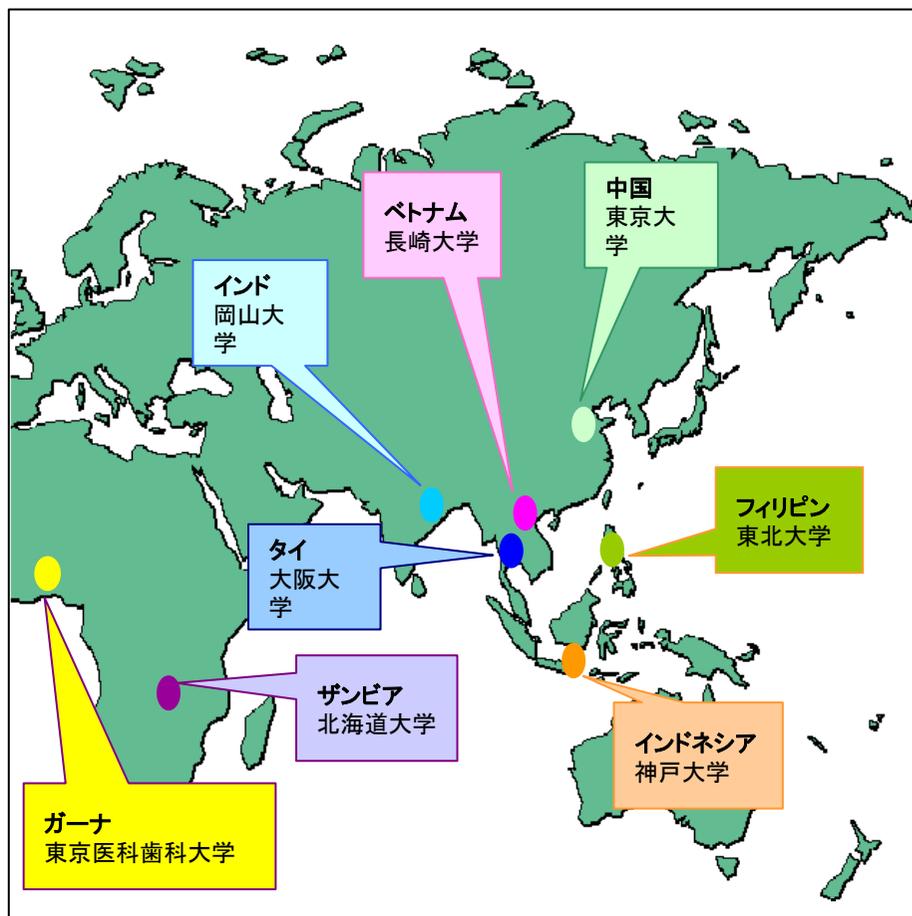
平成17年度より、アジアを中心とした新興・再興感染症の発生国あるいは発生が想定される国に、現地研究機関との協力の下、海外研究拠点を設置するとともに、国内の体制を整備し、感染症対策を支える基礎研究を集中的・継続的に進め、知見の集積・人材育成等を図る

## 【特徴】

- 医学、獣医学等の領域を超えた融合的研究の推進
- 国内外に研究拠点(特に国外では日本人研究者が常駐して研究できる体制)を整備して、研究及び人材養成を推進
- アジアを中心とした国際的な研究ネットワークを展開

## 【平成21年度の取組】

- 20年度に新たに設置したガーナ(東京医科歯科大学)、フィリピン(東北大学)拠点における研究を通年実施



## 若手外国人農林水産研究者表彰について

若手研究者が、開発途上地域のための農林水産業及び関連産業に関する技術開発に貢献している現状に鑑み、農林水産省と(独)国際農林水産業研究センター(JIRCAS)は、下記のとおり3名の研究者を表彰しました。

2008年若手外国人農林水産研究者  
表彰式・受賞者講演

日時：平成20年11月11日(火) 10:30～  
場所：国際連合大学本部ビル(ウ・タント国際会議場)



## 受賞者



Dr. Xiaoyuan YEN (イェン・シャオユアン) 国籍：中国  
所 属：中国科学院南京土壤研究所  
推薦機関：(独)農業環境技術研究所(NIAES)  
業 績：耕地に対する温室効果ガス放出目録の開発とその環境影響評価



Ms. Maryam Ambundo IMBUMI (マリアン・アンブンド・インブミ) 国籍：ケニア  
所 属：ケニア在来知識活用資源センター(KENRIC)  
推薦機関：ケニア在来知識活用資源センター(KENRIC)  
業 績：アフリカの農業による栄養価、健康および収入の向上



Dr. Thuy Thi Thu NGUYEN (トゥイ・ティ・トゥ・グイエン) 国籍：ベトナム  
所 属：アジアパシフィック養殖ネットワークセンター(NACA)  
推薦機関：アジアパシフィック養殖ネットワークセンター(NACA)  
業 績：養殖と漁業管理への分子遺伝子学的应用

## 【2009年若手外国人農林水産研究者表彰について】

◎応募期間：平成21年4月1日～6月30日

◎表 彰 式：未定

(詳細については、技術会議事務局とJIRCASのHPIに掲載予定(平成21年2月頃))

農林水産省 農林水産技術会議事務局 (<http://www.s.affrc.go.jp/index-e.html>)

(独)国際農林水産業研究センター (<http://www.jircas.affrc.go.jp/index.html>)

## 1 概要

開発途上地域の農林水産業及び関連産業に関する研究開発について、その一層の発展及びそれに従事する若手研究者の一層の意欲向上に資するため、優れた功績をあげつつある若手研究者(40歳未満)又は将来の技術革新等につながる優れた研究業績をあげつつある若手外国人研究者(40歳未満)に対して、農林水産省農林水産技術会議会長賞を授与するもの。表彰数は毎年3名以内。

## 2 表彰の実施主体

農林水産省農林水産技術会議

独立行政法人国際農林水産業研究センター(JIRCAS)

## 3 表彰の内容

受賞者には、賞状及び奨励金(1名につき5千ドル)を授与するとともに、日本において当該研究の成果発表の機会を設ける。

## 課題

各国の研究機関を通じて申請することになっており、告知が行き届かず、申請数が減少している。

今後は、JICAの各事務所を通じて告知活動を行っていく。

研究推進のための規制緩和・ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針

ヒトES細胞の樹立、使用、研究手続き、その他（違反時の罰則等）  
について規定。

## &lt; 研究手続について &gt;

研究の妥当性については、綿密に作成された計画をもとに研究機関内で審査し、文部科学大臣が確認（二重審査）

研究の進行状況及び研究の完了を機関内倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告

使用研究成果は原則として公開

研究実施の際の手続きの簡素化（二重審査の省略等）について、平成20年11月に総合科学技術会議生命倫理専門調査会から文部科学省に依頼。文部科学省内にて検討中。

## ES細胞研究の規制の国際比較

	樹立研究	使用研究
日本	機関内倫理委員会の審査後 文部科学大臣の確認 二重審査	機関内倫理委員会の審査後 文部科学大臣の確認 二重審査
アメリカ	各研究機関での審査 政府の研究費での樹立研究が解禁（2009,3）	州により異なる。学会指針では、機関内倫理審査委員会とは別に、ES細胞研究監督委員会を設置し審査。
イギリス	HFEA承認の倫理委員会の審査後 HFEAの許可 二重審査	国立幹細胞バンク運営委員会による審査
フランス	倫理委員会の審査後 先端医療庁が審査 二重審査	倫理委員会の審査後 先端医療庁の許可 二重審査
ドイツ	禁止	輸入によってのみ（輸入には機関内倫理審査委員会の審査後中央幹細胞倫理委員会の審査が必要）二重審査
スウェーデン	地域の倫理審査委員会の審査後 中央倫理委員会の監督を受ける 二重審査	倫理審査委員会の審査
スイス	倫理委員会の審査後 連邦保健省の審査 二重審査	倫理委員会の承認後 保健省へ届出
韓国	各機関の倫理委員会 保健福祉部長官の承認 二重審査	機関内倫理委員会による審査
カナダ	連邦の資金援助を受ける研究は 機関内倫理委員会の審査後、幹細胞監督委員会の許可 二重審査  国の助成を受けないときは対象外ではあるが、上記規定を遵守するよう努力することを求めている。	連邦の資金援助を受ける研究は 機関内倫理委員会の審査後、幹細胞監督委員会の許可 二重審査  国の助成を受けないときは対象外ではあるが、上記規定を遵守するよう努力することを求めている。
オーストラリア	機関内倫理委員会の審査後 中央審査委員会の審査 二重審査	機関内倫理委員会の審査

## iPS細胞研究の日本の規制

ヒトiPS細胞及びヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行うことはできない。  
(文部科学省通知)

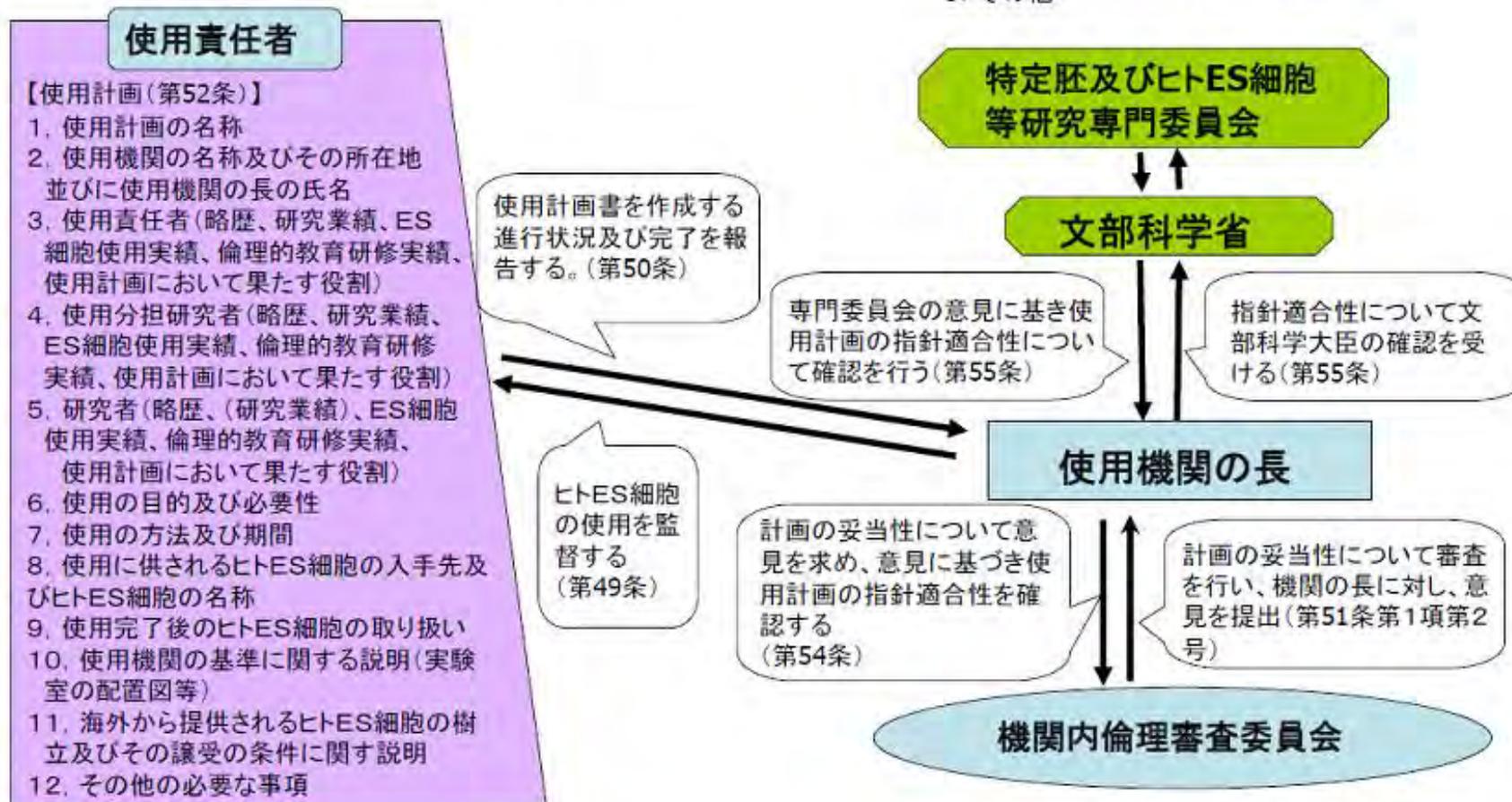
## 使用計画の審査

⇒ ヒトの生命の萌芽たるヒト胚の滅失させて樹立されたヒトES細胞が濫用されないこと

- ① 使用の科学的妥当性及び必要性
- ② 使用にあたって禁止事項にあたる行為が含まれないこと
- ③ 使用機関の基準(技術的能力など)
- ④ 機関内倫理審査委員会による審査

【提出書類一式】

1. 使用計画確認の申請(様式4-1)
2. 使用計画書(実験室の見取り図を含む)
3. 倫理審査委員会における審査過程及び結果のまとめ(様式4-2-1、様式4-2-2)
4. 倫理審査委員会の審議内容(議事録を添付)
5. 倫理審査委員会の規則(委員の構成も含む)
6. ヒトES細胞使用に関する規則
7. 技術的及び倫理的な教育研修計画
8. その他



## 遺伝子組換え作物の安全性評価の流れ

		隔離圃場での試験栽培	一般圃場での栽培	食品	飼料
	実験室や閉鎖系温室等での研究	生物多様性影響の審査	生物多様性影響の審査	食品としての安全性審査	飼料としての安全性審査
日本	カルタヘナ法			食品衛生法	飼料安全法
	必要に応じて文部科学大臣の確認を受ける。	農林水産省・環境省	農林水産省・環境省	食品安全委員会・厚生労働省	農林水産省
カナダ	不明	食品検査庁(CFIA)	食品検査庁(CFIA)	保健省(HC)	食品検査庁(CFIA)

日本・カナダいずれにおいても、隔離圃場で試験栽培をする段階と、一般圃場で栽培する段階の両方で審査を行っている。また、遺伝子組換え作物の食品・飼料としての安全性も審査している。

カルタヘナ法: 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律  
飼料安全法: 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

## 参考

[http://www.bch.biodic.go.jp/bch\\_2.html](http://www.bch.biodic.go.jp/bch_2.html)

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/anzenka/>

<http://www.inspection.gc.ca/english/sci/biotech/enviro/envrege.shtml>

[http://www.cbijapan.com/l\\_overseas/index-low.html](http://www.cbijapan.com/l_overseas/index-low.html)

# No.25-4 研究者の倫理問題等に対する指針等の作成状況

## 生命倫理問題に関する指針等の策定の例

策定者	指針等の名称	策定及び最終改正時点(年月)
文部科学省	ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針	2001.9.25策定 2007.5.23改正
文部科学省	特定胚の取扱いに関する指針	2001.12.5策定
文部科学省、厚生労働省	疫学研究に関する倫理指針	2002.6.17策定 2007.8.16改正
厚生労働省	ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針	2006.7.3策定
厚生労働省	厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	2006.6.1施行
厚生労働省	臨床研究に関する倫理指針	2003.7.30策定 2008.7.31改正
厚生労働省	遺伝子治療臨床研究に関する指針	2002.3.27策定 2004.12.28改正
厚生労働省	手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方	1998.12.16策定
厚生労働省	異種移植の実施に伴う公衆衛生上の感染症問題に関する指針	2002.7.9策定 2004.7.2改正
文部科学省 厚生労働省 経済産業省	ヒトゲノム・遺伝子解析に関する倫理指針	2001.3.29策定 2008.12.1改正

出典:各府省のHPIによる

## 研究活動の不正行為に関する指針等の策定の例

発行者	指針等の名称	策定及び最終改正時点(年月)
内閣府(総合科学技術会議)	競争的研究資金の適正な執行に関する指針(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)	2005.9.9策定 2007.12.14改定
文部科学省	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)	2007.2.15策定
	研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて	2006.8.8策定
総務省	情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針	2006.10.20策定 2007.3改定
総務省	情報通信分野に係る研究機関における公的研究費の管理・監査の指針	2007.3策定
環境省	競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応指針	2006.11.30策定
経済産業省	研究活動の不正行為への対応に関する指針	2007.12.26策定
厚生労働省	研究活動の不正行為への対応に関する指針	2007.4.19策定
農林水産省	農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン	2006.12.15施行

出典:各府省のHPIによる

文部科学省科学技術政策研究所調べ

## 研究上の不正行為防止及び研究費の適切な管理のための取組み状況

取組み状況	年度	国立大学	公立大学	私立大学
不正行為に対する方針、基準、規則を策定している	2006年度	20.9%	8.2%	9.4%
	2007年度	77.0%	30.3%	32.0%
不正告発対応窓口を設置している	2006年度	32.6%	5.5%	8.8%
	2007年度	80.5%	32.9%	37.0%
研究費の適切な管理に関する方針、基準、規則を策定している	2006年度	—	—	—
	2007年度	46.0%	56.6%	63.0%
研究費の適切な管理に関する対応窓口を設置している	2006年度	—	—	—
	2007年度	47.1%	30.2%	36.8%

出典：科学技術政策研究所「大学等における科学技術・学術活動実態調査報告」より引用・作成。